水道課からのお知らせ　　令和４年１２月・令和５年１月検針時投函用

水道の基本料金を２か月間減免します

【減 免 対 象 者】
給水契約のある全使用者
（官公庁を除く）

【減免対象期間】
令和４年１２月検針分
及び令和５年１月検針分

【減　免　金　額】
水道の基本料金の全額

上水道基本料金（減免金額）

用途	減免金額（１か月分）
一般１３	１，８２６円
一般２０	５，３３６円
工業２０	１３，４３６円
工業２５	５３，９３６円
浴場	２６，９３６円
一老１３	１，５８８円
一母１３	１，５８８円
一障１３	１，５８８円
一老２０	４，６４３円
一母２０	４，６４３円
一障２０	４，６４３円

【注　意　事　項】

① この減免に関して、お客様の申請は不要です。

② 『上・下水道使用量のお知らせ』に記載された、上水道料金及びお支払予定額合計は減免前の金額です。こちらから水道の基本料金を減免した額でご請求いたします。

③ 今回の減免は水道の基本料金のみが対象です。
水道の超過料金及び下水道使用料は対象外です。

④ 今回の減免措置にあたり、水道課からお電話やご訪問をすることはありません。

⑤ 減免期間終了後は、現行の基本料金を適用します。

お問合せ先　　余市町建設水道部水道課業務係
電話　　０１３５－２１－２１３０